

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を行ったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和7年12月18日

一宮市長 中野 正 康

1 名称

下屋敷町内会

2 規約に定める目的

本会は、次の事業を行い、良好な地域社会を形成し、及び維持することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等地域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等地域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理

3 区域

- (1) 一宮市西萩原字下屋敷全区域
- (2) 一宮市西萩原811、812、1352
- (3) 一宮市西萩原字中道11-6
- (4) 一宮市蓮池字郷東38-1、41-1、41-5、41-6、41-7
- (5) 一宮市西萩原字上伴内22-5
- (6) 名神高速道路より北の区域のうち一宮市西萩原字若宮前61-1から東の全区域
- (7) 工専地区

名神高速道路とJR東海道新幹線に挟まれた区域のうち一宮市西萩原字若宮前の98-1から西の全区域、一宮市西萩原字上伴内14-1及び一宮市西萩原字若宮北の区域

4 事務所

本会は、事務所を町会長の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

- (1) 氏名 川出 博徳
- (2) 住所 一宮市西萩原字若宮前62番地1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

7 職務代行者の選任の有無

無

8 代理人の有無

無

9 認可年月日

令和7年 12月 18日